

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 記載要領等 | 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） |
|-------|------------------------------------|

### 《この届出書の提出が必要な方》

贈与者<sup>(注1)</sup>、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(注2)</sup>。

(注) 1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

### 《記載要領等》

1 標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与者・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

| 区分 |                           | 記載例          |
|----|---------------------------|--------------|
| ①  | 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合 | 第 <u>1</u> 号 |
| ②  | 贈与者が死亡した場合                | 第 <u>2</u> 号 |

2 本文の「\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：\_\_\_\_）（住所：\_\_\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

3 「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

4 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑥左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

5 贈与者、特例事業受贈者・相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例（贈与・相続）報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

6 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

＜事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書 記載要領等＞

《添付書類》

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

|   |                                                                                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」                                                                       |
| 2 | 「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「(同) 別紙」※ <sup>1</sup>                                          |
| 3 | 「必要経費不算入対価等の明細書」                                                                            |
| 4 | 「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」※ <sup>2</sup>                                       |
| 5 | 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※ <sup>3</sup> |
| 6 | 特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの                       |
| 7 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し※ <sup>4</sup>                                    |

※1 「(同) 別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

※4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。